

生活保護の意義と課題

1．生活保護制度の成立背景

第二次世界大戦後、日本は一億総貧困といえる状況であったが、戦前からの救貧立法は労働能力のある失業者を救済の対象としておらず対処できなかった。そこで 1945 年、「生活の保護を要する状態にある者」を救済対象とする旧生活保護法が制定され、これらの人に対して無差別平等に国が保護するものとなった。

しかし旧生活保護法では、「生計の維持に努めない者」や「素行不良な者」は保護しないとしており、無差別平等の原則は意義を失っていた。また、政府に対して保護請求権を認めることを求める社会情勢もあって、1949 年、社会保障審議会は「生活保護制度の改善強化に関する勧告」を行い、翌年 1950 年に現行生活保護法が制定された。

2．生活保護制度の理念

生活保護法第一条には、「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき・・・」と記されている。つまり、生活保護制度は憲法が規定する生存権の保障を実現するものであり、生活に困窮する人はだれでも無差別平等に「健康で文化的な最低限度の生活」が保障される。

ここで重要なのが「最低限度の生活」の中身であり、それについて争われたのが朝日訴訟である。朝日訴訟第一審判決では、「最低限度の生活」の意味について、「国民が単に辛うじて生物としての生存を維持できるという程度のものであるはずがなく、必ずや国民に『人間に値する生存』あるいは『人間としての生活』といい得るものを可能ならしめるような程度のものでなければならない」と判示した。また、「健康で文化的な生活水準」は、「それ自体各国の社会文化的発達程度、国民経済力、国民所得水準、国民の生活感情等によって左右されるものであり、したがってその具体的な内容は決して固定的なものではなく通常は絶えず進展向上しつつあるものと考えられる」とした。

3．生活保護制度の課題

生活保護の役割・機能の縮小

生活保護法制定以来、保護受給者の動向としては減少、非稼働世帯化という二つの側面がある。減少とは、保護受給者の絶対数の減少と対人口比における保護率低下の両方を示す。非稼働世帯化とは、保護受給者の大半が、老人、病人など何らかのハンディを有しており、労働能力を持っていないために経済的自立を望めないような人々によって占められているということである。そのため、今日において生活保護は、社会関係が絶たれがちな、

老人、病人、障害者、母子世帯などで、かつ単身、少人数世帯への経済的援助制度となっている。

このような問題の原因と考えられるのが「補足性の原則」である。これは生活保護があくまで最低生活を保障するものであることにより導かれる原則で、資産や能力の活用、親族扶養や他法の優先を主旨とするものである。この原理に基づき、保護要否の判定のための資力調査が行われ、生活保護を受けるには預貯金保有や保険加入も認められず、稼働年齢層の多くが排除される。また福祉事務所においても、申請がなければ保護しないという消極的な姿勢がみられるうえ、不正受給事件のマスコミ報道等の影響により、生活保護受給に大きなスティグマが付随している。

ホームレス問題

ホームレス問題への対応について、最近になって厚生労働省は、居住地がないことや稼働能力があることだけで保護の要件にかけることはない、という見解を示している。しかし、これまでホームレスについては、彼らが生活保護を申請しに来ても「まだ若いんですから働いてください」「住民登録してから申請に来てください」などと言って申請を受理せず、病気にかかったり、けがをして救急車で運ばれて来てはじめて生活保護適用され、しかも入院中のみ保護をするというのが福祉事務所の慣行的対応であり、現在もそういった状況が続いている。

ここでは、生活保護受給要件に居住地、稼働能力の有無が必要か否かという問題に加えて、保護期間に関しては、生活保護法における「自立」の意味が問題となる。つまり、就労（あるいは働けないという状況から脱すること）により、単に生活保護を受けなくなることを「自立」というのか、それとも、社会と関係を持ち自ら生活を管理・維持する能力を身につけることを「自立」というのか、という問題である。

外国人保護の問題

生活保護法第二条では「すべて国民は・・・無差別平等に受けることができる」とされており、わが国の生活保護制度は無差別平等の原則でありながら、基本的には日本国籍を有する者のみを保護対象としている。現在、わが国に滞在する外国人のうち生活保護法が「準用」という形で適用されるのは、出入国管理法により規定される「在留資格」のうち、永住又は定住資格を有する者、および同法第六十一条による「難民認定」受けている者に限定される。したがって、留学や企業内転勤などで在留資格を有する者は対象となっておらず、こういった人たちのうち、お金を持っていない人が日本滞在中に病気にかかった場合の対応などが問題である。また国際化の進展するなか、人道的にも国際社会から経済大国としての責任を追及されうることになるだろう。

教育扶助

現在、教育扶助の対象となっているのは義務教育のみで、高校進学への援助は含まれていない。なお、高校就学費については就労に向けて技術を習得するための費用として、教育扶助ではなく生業扶助で援助されている。生業扶助でも授業料や通学費、教材費等が支給され、教育扶助とあまり変わらないように見えるが、教育扶助では修学旅行費も給付対象となっているのに対し、生業扶助では対象外となっている。また、私立高校における授業料不足分については給付金・貸付金を充当することが可能とされている程度で、生業扶助では教育扶助よりも保護が薄いと見える。

高校進学率が100%近くなった今日においては、経済的理由により高校進学を諦めた結果、定職につけないなどの「貧困の再生産」を防ぐ意味でも、高校まで教育扶助を支給すべきといえる。

生活保護費の不正受給事件や社会保障費増大の影響で、現在、生活保護制度では厳しい支給要件による適正化が行われている。したがって、もはや貧困から這い上がることができない状態にならないと救済されないため、一度生活保護を受けると、その生活から抜け出すことは困難である。今後わが国における貧困を減らすためには、「入りやすく出やすい生活保護制度」の構築が必要となるだろう。

<参考文献>

岩田正美、岡部卓、清水浩一(2003)『貧困問題とソーシャルワーク』

岩田正美、岡部卓、杉村宏(2007)『公的扶助論』

寺久保光良、中川健太郎、日比野正興(2003)『大失業時代の生活保護』

論点 1

厚生労働省によると、2007年度の不正受給の件数は1万6千件、約92億にのぼる。そして、このような生活保護の不正受給に関してメディア等において問題となっているし、納税者の不公平感もある。

確かに不正受給をなくして適性に運用することが求められるが、適正な運用を行うために、被保護者のプライバシーが守られない可能性もあるし、受給要件をさらに厳しくし、保護が受けられない可能性も出てくる。

そこで一定の不正受給はあるにしても、今の基準を維持すべきか、それとも厳しくしたほうがよいのかを考えてください。

論点 2

日本においては、近年社会保障費の増大により財政負担が大きくなってきているといったような議論がなされている。その点については、人それぞれの考え方があるとしても、仮に、日本の財政において社会保障費にはこれ以上かけられないという限界額の予算が組まれたとして、その額よりも、生活保護を受けるべき人のほうが多かった場合、生活保護の基準額を下げてもより多くの人を救うべきか、それとも、今の基準が最低限度であることを考慮し、今の水準を保つべきかどうかを話し合ってください。

論点 3

現在日本の生活保護法では、日本国籍を持つ者が対象とされ、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者などの日本国への定住性が認められる外国人については準用されている。

今後、日・インドネシア経済連携協定により一定分野に限ってはあがあるが、生活保護の対象とならない外国人が日本へやってくる。また、2008年1月時点の不法残留者数は14万9785人にのぼる。

そこで、外国人にも生活保護を認めるべきかどうかを話し合ってください。